

第5回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

新市の事務所の位置検討小委員会

日時：平成15年5月28日（水）午後4時

場所：丹原町文化会館小ホール

1. 開会

2. 報告

(1) 委員の変更について

3. 議事

(1) 継続審議事項

事務所の事務の方式について（継続）

庁舎の建設の是非について（継続）

(2) 審議事項

事務所の位置について

4. その他

(1) 第6回小委員会の開催日程について

5. 閉会

出席委員

石川 昭司	近藤 經美	北野 英昭	戸田 健一
伊藤 孝司	越智 宏司	岡田 初	真鍋 行義
塩崎 武司	渡邊 良一	越智 哲雄	

欠席委員

青野 久美
-------

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>それでは、お待たせいたしました。</p> <p>委員の皆様方にはご多忙の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今から西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会の第5回会議を開会いたします。</p> <p>なお、本日の小委員会は、通常の協議会と同様に一般の方の傍聴、報道関係者、行政関係者も同室しておりますので、ご了承いただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>会議の開催につきましては、小委員会規程第5条第2項によりまして、半数以上の出席が必要ということでございます。本日の委員参加数は、委員12名中11名でございますので、本日の会議が成立しておりますことを、まずご報告申し上げます。</p> <p>議事に入ります前に、5月23日の合併協議会で報告のありましたとおり、西条市議会の新しい議長が選任されましたことに伴いまして、当小委員会の委員が青木委員から伊藤委員に変更いたしましたので、伊藤委員をご紹介します。</p>
伊藤委員	<p>失礼をいたします。</p> <p>ただいまご紹介を賜りました西条市議会の議長の伊藤でございます。新市の事務所の位置検討小委員会に参加いたしました。よろしくをお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">（拍手）</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではただいまから議事に入りたいと思いますが、小委員会の議長は、小委員会規程第5条3項の規定によりまして、委員長が務めることになっておりますので、議長を委員長にお願いしたいと思います。それでは、委員長、よろしくお願い申し上げます。</p>
岡田議長	<p>それでは、早速始めさせていただきます。</p> <p>まず、審議事項の「事務所の事務の方式について」、審議を行います。本件は第3回小委員会で提案され、第4回小委員会で審議いたしました。継続審議となっている案件で、本日も引き続き審議をお願いいたします。</p> <p>まず、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	議長。
岡田議長	はい。
事務局	<p>それでは、お手元の新市の事務所の位置検討小委員会第5回資料とありますが、その2ページをお願いいたします。小さいA4版の資料でございます。</p> <p>継続審議事項として、事務所の事務の方式につきましてご説明いたします。</p> <p>ご審議をいただきます前に、これまでの小委員会の審議経過などにつきまして、簡単に報告をさせていただきます。この案件につきましての審議は、2月27日開催の第3回小委員会でご提案をいた</p>

発言者	議題・発言内容
事務局	<p>しまして、3月15日開催の第4回小委員会でもご審議いただき、現在、継続審議となっております案件でございます。この第3回目の小委員会では、大方の委員さんは、合併時当面は総合支所方式が望ましいとのご意見でございましたが、本庁で対応すべき分野が物理的に対応できない場合は、分庁方式も考えるべきとのご意見もありまして、継続審議となっております。</p> <p>第4回目の小委員会におきましても、引き続き審議をいたしました。大方の委員さんからは、前回小委員会同様、住民に対するサービスの状態の急激な変化を考えると、合併当初は、当分の間、総合支所方式がよいが、本庁機能が既存庁舎で収まらない場合は、分庁方式も検討する必要がある。なお、合併の一体で、行財政の効率化など、合併のメリットを最大限生かすためには、基本的には本庁方式が望ましいとの意見が出されました。しかしながら、重要な案件でございますため、慎重に論議を十分に結果を出すべきで、もう少し時間をかけてはどうかとの意見が出されまして、引き続き継続審議となっております。</p> <p>以上、2回にわたりましてご審議をいただきました。審議経過内容を、これまでと重複いたしますけれども、ご報告いたしました。なお、この内容につきましては、御承知のとおり、合併協議会に委員長からご報告をいただいております。</p> <p>それでは、第3回目の小委員会でも資料を添付しておりましたけれども、重複いたしますが、簡単に資料の説明をさせていただきます。付属資料の1ページ、大きいA3版でございます。付属資料の1ページをお開きください。</p> <p>事務所の事務の方式につきまして、その方法と、メリット、デメ</p>

発言者	議題・発言内容
事務局	<p>リットをお示ししております。本庁方式では、合併による業務効率の向上は図れるなどのメリットがある反面、役所が遠くなるデメリットがあります。次の分庁方式では、既存庁舎の規模に応じた人員配置ができるメリットがございますが、役所が分散して、住民にわかりにくいというデメリットがございます。次に総合支所方式でございますが、合併しても、今までどおりのサービスで住民に違和感がないメリットがありますが、職員がかなり必要で、合併による事務の効率化が図りにくいというデメリットがございます。このように、それぞれメリット、デメリットがありますが、2市2町既存庁舎に対し、物理的に職員など配置が可能かどうかの点も検討が必要でありますことから、現状をもとに事務局で検討いたしました。</p> <p>付属資料の3ページをお願いいたします。</p> <p>3ページの資料の下の方でございますが、参考と表示している部分です。平成15年4月1日現在、2市2町及び構成する一部事務組合の総職員数は、そこにもございますが、全体数として1,417人でございます。そのうち、消防、あるいは右の方の施設配置というのがございますが、施設関係に482人、下の方に周桑病院企業団とありますが、病院に274人というのがあり、この部分につきましては、合併時におきましても、それぞれの施設で対応できる、対応がされると考えますと、差引き661人が本庁部分での対応職員となりますが、この661人が、現在、2市2町の既存庁舎のうち、どの庁舎もこの一つの庁舎でこの人員を物理的に対応することはできません。したがって、本庁方式のみの対応は、合併時には不可能でございます。残る方法としましては、総合支所方式か、あるいは分庁方式かでございます。仮に総合支所方式で、2市2町</p>

発言者	議題・発言内容
事務局	<p>の既存庁舎で対応可能かどうかの検討でございますが、2市2町のうち、どの庁舎も住民生活に関係するいわゆる窓口部門などの配置をいたしましても、対応は可能でございます。なお、2市2町の既存庁舎すべてを総合支所とするわけにはまいりませんので、そのうち、どれか一つを管理部門と窓口部門を兼ね備えた本庁としての位置づけが必要でございますが、検討しますと、西条市庁舎、あるいは東予市庁舎の場合、付近施設を使用すれば対応できると考えられます。このような状況でありまして、小委員会でも、委員から本庁機能部分が物理的に対応できない場合は、総合支所方式に加え、分庁方式も検討が必要ではないかとのご意見がございましたが、事務局で検討いたしますと、先ほどご説明いたしましたように、総合支所方式で本庁機能部分も物理的に可能でございます。</p> <p>以上、ご説明いたしましたけれども、事務所や支所の設置につきましては、地方自治法で住民の利用に最も便利であるようになど、適当な考慮を払わなければならないとされておりますことや、先般、新市建設計画の策定に当たりまして、住民意向調査を実施いたしました。合併により役所が遠くなり、不便になると感じている方が20.3%、また、行き届いた行政サービスが提供されなくなると感じている方が24.2%おいでますことなど参考にされまして、先ほどご説明いたしましたそれぞれの方式のメリット、デメリットも含めまして、総合的に検討していただき、どの方式がよいか、ご審議をいただきたいと思います。</p> <p>なお、現在、新市の組織機構などにつきまして、専門の分科会等で検討いたしておりますが、この検討には、この小委員会で審議事項になっておりますこの事務の方式、あるいはあとで出てまいりま</p>

発言者	議題・発言内容
事務局	<p>すが、事務所の位置につきまして結論が出ませんと、具体的な検討には入れないこととなっております、事務局としましては、事務所の事務の方式につきましては、本日、結論をいただきたいと、このように考えております。</p> <p>以上で、説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
岡田議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局の方から説明がありましたとおりでございます。既にほとんどの委員さん、2回の小委員会で大体意見が出揃っておったと思うんですけれども、今日は、確認の意味でひとつまたご意見をいただいて、できれば決定をしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p> <p>どのようにいたしましょうか。ご意見のある方、ご発言いただけますか。</p>
真鍋委員	<p>失礼いたします。</p> <p>もうずっと同じことを言ってきたわけですが、次の2番の庁舎の建設の是非になりますが、それが前提になりますけれども、本庁舎を建設するということで、それまでの当分の間ということで、先ほど説明がありましたように、総合支所方式をとって円滑に事務を進めていくべきだと思います。それで、今言われましたように、例えば西条市庁舎に管理部門を置いていくということで、いわゆる総合支所方式をとっていくことに賛成をいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
岡田議長	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>ほかに、はい、伊藤委員。</p>
伊藤委員	<p>失礼します。</p>
	<p>十分な審議の中で決定に入ることが大事だろうと思います。しかしながら、そういう中で、今、事務局より本日に結論をいただければ大変ありがたいというような言葉もございました。そういう中で、私どももこの小委員会に出る前に、私ども5月22日に合併特別委員会を開かさせていただきました。この特別委員会の中で、ある一定の答えを出しました。23日に全員協議会を開きまして、26名議員がおりますが、そこでも一つの方式が、その結果を申し上げたいと思いますが、事務の方式、先ほどからもご説明がございましたように、本庁方式、分庁方式、総合支所方式の三つがあるが、本庁方式は何もかも全部の部門を1カ所にまとめることは、庁舎の場所やスペースの問題などで現実には難しいのではないかと。また、分庁方式もこれまでどおりで、合併した意味がない。したがって、主たる事務所を私どもの合併特別委員会、また全協では、西条市に置き、管理部門などを持ってきて、現場部門、市民課、農水、建設などはこれまでどおり支所として1市2町置かせていただく総合支所方式が好ましいということで、特別委員会、また全協でご理解いただいたという経緯がございますので、私どものご意見とさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
岡田議長	<p>ありがとうございました。</p>

発言者	議題・発言内容
岡田議長	越智委員。
越智宏司委員	<p>事務局の説明がありました中で、やはり合併となりますと、住民がサービスが今までどおりできるのだろうか。違和感が非常に多いわけでありませう。そういうことからいたしますと、やはり事務局の説明がありましたように、当分の間はやはり総合支所方式で、住民や職員にとっても現状に近く、合併が円滑にスタートできると。そういうことからいたしまして、私は、総合支所方式が望ましいと、このように思っております。</p>
岡田議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>越智委員さん、お願いいたします。</p>
越智哲治委員	<p>皆さん方、ご意見も出されてございます。また、事務局の方からもいろいろな角度から検討された結果で一つの提案がなされていると、こういうことで、本来的に見ますと、やはり本庁方式、これが本当の合併の意味があるというような形になるかと思ひます。しかしながら、いろいろ検討資料の中の結果といたしまして、私、考えますのは、やはり皆さん方申されておりますように、当分の間、総合支所方式、これをやっていくべきではないかなと思ひます。ただ、こうした中では、やっぱり新しい庁舎建設ということが前提となっているわけでございますが、そのように私は考えるわけで発表をさせていただきます。</p>
岡田議長	ありがとうございました。

発言者	議題・発言内容
岡田議長	渡邊委員さん。
渡邊委員	<p>失礼します。</p> <p>私もいろいろ私たちの周辺をあたってみたり、あるいは向こうから質問を受けたりするのを聞きますと、今にも本庁が建つ、どこへ建てるのかという質問が非常に多い。ということは、「何でそんなに本庁のことをあんたら思うのか。」と言ったら、やっぱりサービス問題、仮にどこか1カ所へ決まったら、場所が遠かったら、そこへ行かないかん。そうすると、できるだけ近いところというような、そういうものが基本的にあるように思うので、そこで私が、今度は、実はこういうような方向で、今検討中だということで、総合支所方式を説明すると、これだったら、ある程度サービスがきくなど。サービスもしてもらえるとというような意見で、やっぱり納得してもらえる。ということは、やっぱりこういうように私たちが相当言っておるようなつもりでも、市民の方へは浸透していない。疑問を非常に持っている。その疑問の最大は何かというと、不便さ、あるいはサービスの行き届いたものが受けられるか、そこにあると思いますので、この前も言ったように、私たちは、やっぱり分庁方式、総合分庁方式で、やはりサービス優先をとっていかなければならないのではないかと考えております。</p>
岡田議長	塩崎委員。
塩崎委員	私も前々回のときにも新しい庁舎と事務所の位置については質問させていただいて、これ、並行せんことには話にならんのだと。今

発言者	議題・発言内容
塩崎委員	<p>日の事務局の話も、今日はっきり決めてもらわんと、都合が悪いというような、本当に掛け値のないところの意見になるんで、それはもっともだと思います。ですから、私も総合支所方式には賛成はさせていただきますが、そうかといって、その分については、そのままいきますと、結局リストラにならんと。自治体のリストラにはほど遠いものだと思います。そこらの願いも込めて、かねてから言いますと、やはり早く新しい庁舎を建てるといこと、この前の話では10年くらいお金を使うと特例法が何もならんという意見も出ておりましたが、ですから、そこらの兼ね合いを見ながら、早い時期でそういうふうな新市の建設にしてもらおうというふうな意見も加えていただいて、この総合支所方式には賛成させていただきます。</p> <p>それと、もう少し、前から私のお願いなんです、住民の意識調査もやっていただいておりますけれども、せっかくなつくたあれが、もう少し地域住民の人間、新市になったらこういうんですよ、合併したらこうなんですよというふうなきめの細かい広報活動をもうちょっとできんかなと。これは事務局にお願いなんです、住民の者は、心配しておるんですよ。どないなる、どないなるというのが大半の質問で、それだったら、地域の懇談会とかいろんなところに出てきて、より聞いてくれと言うんですが、来ない割には、どうなるんだと。ですから、そのつかみどころが難しいので、ということは、もうそういうふうな広報、啓発、啓蒙をしなかったら、住民が納得せんのじゃないかなと思います。そういうところを踏まえて、よろしくお願いをしたいと思います。お願いします。</p>

発言者	議題・発言内容
岡田議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>最後、あっちの方も、それぞれご意見。今言いたくない、そういうようなことも発言をお願いしたい。</p>
石川委員	<p>前日も言わせていただきましたが、当然に一つの市になりますので、その一体性からは本庁を一つ造ることが基本であると思います。しかしながら、現時点で、物理的に、また現在の状況からいって、当面は、皆さんおっしゃるような総合支所方式がいいというふうに考えております。</p>
近藤委員	<p>従来 of 議論の中でも意見を述べさせてもらってますが、先ほど事務局の方から説明がありましたように、分庁方式はとらなくても対応は可能だと、こういうことでございますから、当然、総合支所方式、新しい庁舎ができるまでの間は総合支所方式でやるべきだと、こんな意見です。</p>
岡田議長	<p>ありがとうございました。</p>
北野委員	<p>以前から、先ほど委員さん言われましたが、市町村合併は一つのリストラだという考えを私も持っています。ただそれと、住民サービスとどこで折り合うかというような関係が出てこようかと思えます。まず、庁舎につきましては、本来は本庁方式が一番、先ほど言った経費、合併の効果からしたら本庁方式だと思います。ただ、現実の問題として、そこまで急激な住民行政サービス、窓口サービス等を低下さす恐れがあるということと、本庁方式に物理的に全体</p>

発言者	議題・発言内容
北野委員	<p>は入れないだろうというようなことからすると、当分の間は総合支所方式で合併による住民行政サービスの急激な変化をカバーしていくというようなことから、総合支所方式に賛成と思います。</p> <p>以上です。</p>
岡田議長	<p>ありがとうございました。</p>
戸田委員	<p>まずもってお詫びを申し上げます。</p> <p>遅れてまいって申しわけありません。私は、以前も申し上げたのは、先ほど事務局の方から説明がありましたように、総合支所方式で本庁、いわゆる管理部門を置く場所が1カ所にならない場合は、一部分庁も検討をしなくてはならないんじゃないという案は、私の方が申し上げました。先ほどの事務局の話では、管理部門を置いて可能であるということからいきますと、総合支所方式をとっていただきたいと思います。</p>
岡田議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員の方からそれぞれご意見が出てきたわけですが、大体総合支所方式、とりあえずはこれでというご意見だったように思いますので、事務局もその点、決めてもらえたら次へ進めるという段取りもありますので、ここでもう一度確認をさせていただきますが、「事務所の事務の方式について」は、総合支所方式でいくということでは構いませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>

発言者	議題・発言内容
岡田議長	<p>全員賛成ということで、そのようにさせていただきます。</p> <p>それでは、続きまして、二つ目であります。先ほど塩崎委員さんからも庁舎をというお話もございました。今度、新市の「庁舎の建設の是非について」、審議を行います。本件は、第2回小委員会で提案され、第3回小委員会で審議いたしました。継続審議となっている案件です。本日も引継ぎ審議をお願いします。</p> <p>まず、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	議長。
岡田議長	はい。
事務局	<p>それでは、本日委員会資料の2ページでございますが、審議事項の「庁舎の建設の是非について」、ご説明をいたします。</p> <p>この件につきましても、ご審議をいただきます前に、これまでの小委員会の審議経過などにつきまして、簡単にご報告をさせていただきます。</p> <p>この案件につきましての審議は、昨年12月14日開催の第2回小委員会でご提案をいたしまして、2月27日開催の第3回小委員会でもご審議をいただき、現在、継続審議となっております案件でございます。</p> <p>第2回目の小委員会では、委員全員の方からご意見が出されまして、大方の委員さんからは、場所、時期は今後の問題として、庁舎建設はするべきとのご意見がございましたが、重要な問題であるので、もう少し時間をかけて審議してはどうかとの意見もありまして、</p>

発言者	議題・発言内容
事務局	<p>継続審議となっております。</p> <p>第3回目の小委員会におきましても、引き続き審議をいたしました。前回小委員会で持ち帰り検討するとなっておりますことから、委員会では、検討結果につきまして、委員全員の方からご意見が出されました。第3回目につきまして、大方の委員さんからは、基本的には庁舎の建設はすべきとのご意見がありましたが、合併特例債を活用して建設するか否か、また、建設は新市において検討すべきとのご意見もありまして、引き続き継続審議となっております。</p> <p>以上、これまで2回にわたりましてご審議いただきました審議経過内容を重複いたしましたけれども、ご報告いたしました。本日も引き続きご審議をお願いするものでございますが、仮に新市の庁舎を合併特例債を活用して建設するとした場合には、現在、策定作業を進めております新市建設計画に位置づけする必要があるとございます。この計画素案につきまして、スケジュール的に申しますと、7月当初には、県への意見照会をする必要が生じておりますことから、この案件につきまして、本日、ご結論をいただきたいと、事務局ではこのように考えております。</p> <p>なお、ご参考までに申しますと、新市建設計画に庁舎建設について位置づけしない場合で、合併後、合併特例債を活用して庁舎を建設しようとなった場合には、現在策定しておりますが、新市建設計画の変更が必要となってまいります。その変更には、議会の議決であるとか、県への協議などの手続を踏むことが必要となります。また、財源的な面でございますが、庁舎建設には、国・県の補助制度はございません。この事業費用につきましては、国から費用の一部を借用する起債制度がございます。この起債には、合併特例法で定</p>

発言者	議題・発言内容
事務局	<p>めます合併特例債と、普通の一般起債とがございますが、この合併特例債は、合併が行われた年度とこれに続く10カ年に限り活用することができるとなっております。対象事業に対しまして、庁舎建設の場合は、標準面積等は制限されますけれども、この合併特例債の場合は95%充当率で、その元利償還金の返済金に対し、70%につきまして、後年度国から交付税に算入され補てんされることとなっております。一方、一般起債につきましては、対象事業に対しまして、70%の充当率で起債を返していただけますけれども、後年度交付税の措置はございません。交付税による算入される補てんはございません。このように合併特例債を使用しますと、借入金ではありますが、かなり有利な取扱いとなっております。</p> <p>以上、ご参考までにご説明いたしましたけれども、どうかこの点、いろいろと検討いただきまして、ご審議をお願いしたいと思います。</p>
岡田議長	<p>ただいま事務局から説明がございましたけれども、これも、第2回小委員会、第3回小委員会でそれぞれ審議をしてきまして、並びに意見も出尽くしておると思いますけれども、今日もう一度確認のために皆さんからご意見をいただいて、まず、やる時期とか場所とかは、これは新しい市になってからのことではありますが、特例債を使える10年以内にやるか、やらないかを決めたらいいと思いますので、その辺のご意見をいただきたいと思います。どなたからでもよろしく願いいたします。</p>
戸田委員	委員長。

発言者	議題・発言内容
岡田議長	戸田委員。
戸田委員	<p>先ほどの については、最後の意見になりましたので、今回、トップバッターで発言させていただきます。</p> <p>前回までの委員会でも、私は意見を述べさせていただきましたが、先ほどどなたかからも出ておりましたように、将来的には本庁方式にして、リストラをやるべきであろうということで、私は10年以内に本庁舎を建設すべきであるというような考えであります。</p>
岡田議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>どなたからでもひとつ。一通りはやってもらうつもりでありますから。</p>
越智哲治委員	<p>それでは、申されておりますように、やはり庁舎の建設ということによって、大きく改善改革するところが、合併の本来の目的だと、こういうことにも思います。こういう形の中で、やっぱり特例債というものが適用されるこの間に、この特例債を利用して私は建てる、そのように思います。</p> <p>以上です。</p>
岡田議長	ありがとうございました。
渡邊委員	それじゃ、構いませんか。
岡田議長	はい、渡邊委員。

発言者	議題・発言内容
渡邊委員	<p>皆さんと同じように、私も庁舎は必要であるというのは冒頭に賛成をしておりましたけれども、問題は時期、経済というようなことで、皆さん方のご意見が大体まとまりかけていると、同じような意見が多かったように思いますが、今、私もいろいろこういう法的なものがわかりませんので、説明を聞いてますと、合併特例債というのが非常に絡んであるようでございますが、その絡みが10年ですか、10年ならば10年以内にやらなければならないのか、あるいはそれを越えると、非常にデメリットが大きいんだとかいうのがございますのならば、できるだけ私もこの特例債に間に合うように、デメリットが多いならば特例債までにやっていただきたいと。といって、今住民サービスにはいろいろな問題があるんだろうけれども、住民サービスの最大は、もっと目に見えないものもたくさんあるんじゃないかと思しますので、こういうような大きな庁舎を、今、どうしてもというわけじゃないのならば、ぎりぎりまで粘っていただいて、それまでにひとつ力をつけていただきたいと。新市が、これがいけるぞというひとつ自信を深める方へエネルギーを注いでいただいたらいいんじゃないかと思します。</p> <p>以上です。</p>
岡田議長	塩崎委員。
塩崎委員	<p>私も、建てることには賛成なんですけど、やみくもに特例債を取り崩してしまうのも、一つのあれじゃないかなと。もっと活かして使うべきところは、これからの課題として研究して、そこへ100億近い金がかかるのを、460何億の中からいうのは、少しちょっと</p>

発言者	議題・発言内容
塩崎委員	<p>冒険がすぎるんじゃないかなと。ですから、建てることには賛成です。ただ、僕の意見としては、合併後にというようなサイドの方がいいんじゃないかなというような気がいたします。ですから、特例債を取り崩しをせんような方法は何かないかなと。合併後10年ですか。</p>
岡田議長	<p>ちょっと補足して。</p>
事務局	<p>私どもちょっと説明が悪うございました。合併特例債は、今、合併が平成16年11月1日目標でございますので、その16年11月1日から10カ年、いわゆるその年と続く10カ年、10年と5カ月ほどですかね、そこら辺が合併特例債を使える期限ということでございまして、あくまでも合併後に使う費用でございます。</p>
塩崎委員	<p>仮に100億ほどかかるものとしたら、その特例債のかかるのは10年なんで、50億を前に使って、50億を後からというふうなそういったような技術的な問題は使ったらいかんのかね。金額が多だけに、やはりそこを何でもかんでもその分に使ってしまうというのも、僕はちょっと疑問があるんですね。ですから、その間に使ったら金はないですわね。だから、ないあたりをどういうふうに攻めるのか。もっともっと使い道があるのか。事務方はお急ぎの気持ちはわかりますけれども、そこ、お金のことだから、金は活かして使わなかったら、ただの金になってしまうと。僕らはそういうような理解をいたしますので、建てることにはやぶさかでないんですが、やはりここに特例債の取り崩しは、僕は余り関心しませんという意</p>

発言者	議題・発言内容
塩崎委員	見です。
岡田議長	真鍋委員。
真鍋委員	<p>本庁舎を建てる是非についてもいろんな方から、今言われておりますように約100億円ぐらいかかるんじゃないかと言われてます。これについても無駄ではないかという意見もあつたりするんですが、やはり合併する以上、本庁舎を建設して、目的は行財政の効率化、それから住民への利便性ということが目的でありますので、10年以内に建てるべきだと思います。また、小松の私どもの町議会の特別委員会でも賛同をいただいています。</p> <p>以上です。</p>
岡田議長	伊藤委員。
伊藤委員	<p>新庁舎の建設の是非ですが、結論からいきますと、建設すべきということでございます。また、核としまして、10年間の新市計画に入れると。先ほども申しましたが、私どもの合併特別委員会、また全協等々の中で、新庁舎の建設については、実際に建てるかどうかはそのときの経済状況や、住民の意見等に左右され、今の時点では明確なことは難しいと。しかしながら、建てることになった場合、新市の建設計画を上げておかないと、合併特例債が使えなくなると。とりあえずは建てるという方向で新市の建設計画に上げておいて、今後10年間の間は、いろいろ研究していくことで意見の一致をみました。ですから、結論は、建設すべきということでございます。</p>

発言者	議題・発言内容
越智宏司委員	<p>庁舎の建設の是非についてであります。やはり新市の建設計画へ位置づけておくべきであると、このように思っております。やはり特例債が10年あるわけありますから、その間に経済の動向、そして社会状況、また市民の声などを十分検討しながら、時期についてはやっていったらいいんじゃないかというふうに思っております。</p>
石川委員	<p>私も、新市の一体性、一つの市となるんですから、やっぱり新しい庁舎を建てるべきであると。それを計画に位置づけをしておいて、その実施の時期その他については、新しい市の考え方でいろいろとやっていくべきであると。したがって、この際、せっかく合併特例債という有利なものがありますので、それを使うと、使えるという道を残しておくということからも、建設をします。で、計画の中にも、財政計画の中にも入れるということしていくべきであるというふうに考えております。</p>
岡田議長	<p>ありがとうございました。</p>
近藤委員	<p>私は前回までもそうなんですが、基本的には新しい市が発足をし、市長なり、議会そういった体制ができた中で、もちろん住民の意向も踏まえて新庁舎の建設については検討すべきだというふうに思います。ただ、先ほど石川助役も言われましたように、それじゃ財源が、補助制度もないというそういう状況のもとでは、多額の経費を必要としますから、特例債を使わざるを得ないだろうということになってこようかと思っております。そのためには、新市建設計画の</p>

発言者	議題・発言内容
近藤委員	<p>中へ位置づけをしておく必要があるというのが、事務局の見解でございますから、これもやむを得ないと思います。そういう点で、時期、場所等は別にいたしまして、新庁舎の建設については位置づけをしておくということですので、こんなふうに思っております。</p>
岡田議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>北野助役。</p>
北野委員	<p>結論的には、建設をすべきであると思います。先ほど事務の方式でも言いましたけれども、本庁舎は建てるべきであると思います。それと、財政的には、やはり借金した分のある程度補てんをしてくれる、6割、7分、6分かを、後年度みてくれるという財源は利用すべきであると私は思います。</p> <p>以上です。</p>
岡田議長	<p>委員の全員の意見が出てきたわけでございますけれども、庁舎は建てるべきであると。けれども、10カ年の特例債が使える範囲内に新しい市の中で時期、場所等は検討されるんじゃないかというような、大体のまとめ方じゃないかと思います。そういうことでまとめよろしゅうございますか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
岡田議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、そういうことでまとめさせていただきます。</p>

発言者	議題・発言内容
岡田議長	<p>続きまして、審議事項の「新市の事務所の位置」、先ほどで検討していただきました事務所のもとを決めないかんということで、今日、議題に新しく出しております。それで、まず事務局から説明を求めます。</p>
事務局	議長。
岡田議長	はい、どうぞ。
事務局	<p>それでは、審議事項「事務所の位置について」、ご説明をいたします。</p> <p>まず、会議資料の3ページをお開きください。A4の方です。</p> <p>事務所の位置につきましては、地方自治法第4条第1項におきまして、「地方公共団体は、その場所の位置を定め、またはこれを変更しようとするときは条例でこれを定めなければならない。」というふうに規定されております。また、その第2項では、「事務所の位置を定め、または変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について適当な考慮を払わなければならない。」と規定されております。</p> <p>この事務所の位置につきましては、先ほど事務の方式、建設の是非でも触れていただきましたように、新庁舎を建設するまでの当分の間の本庁舎をどこに置くのかを検討していただく案件でございます。この方針に基づきまして、付属資料を作成しておりますので、まず、付属資料の2ページをお開きください。</p> <p>まず、2ページにおきましては、他の官公署との関係について、</p>

発言者	議題・発言内容
事務局	<p>適当な位置ということもございますので、今の2市2町における主要官公署の状況を、まずJR、郵便局、警察、国の機関、県の機関という4種類に分けて一覧を示しております。</p> <p>続きまして、次の3ページでございます。</p> <p>これは、1番目の事務の方式につきまして、本庁として、既存の一つの施設に管理部門の必要な職員をすべて配置できるのかどうかというのを検討する資料として、この資料を作成しております。</p> <p>まず、上の方は事務室の使用状況でして、西条市が、今、事務室を使っておりますのは、本庁舎と市民センター及び市民会館の一部。東予市が、庁舎と総合福祉センターの1階及び庁舎の別棟。これは市役所の北側及び西側に配置されているものです。それと丹原町庁舎の庁舎。小松町は庁舎と、庁舎第2別館。こちらの方には水道課が行っておりますが、その状況を示しております。以前にもこの状況をお示したんですが、今回は、延べ床面積だけでは説明不足だと思ひまして、事務室の使用面積を計算しております。それに事務室を使用している面積を出しまして、そこで勤務している対象職員をその右側に並べて書いております。西条市役所でいきますと、庁舎に215人、市民センター・市民会館に59人、計274名。東予市は、庁舎に153名、総合福祉センター1階に31名、庁舎別棟に11名、計195名。丹原町庁舎は、庁舎に89名。小松町は、庁舎に62名、庁舎第2別館の方に4名の職員、計624名の職員が働いております。ただ、この中には、特別職は入っておりません。</p> <p>それと同時に、そこに働いております臨時職員、嘱託職員もこの中には入っておりません。2市2町合わせまして、臨時職員、嘱託職員で、この場所、本庁にあたる場所に勤務している人数は、現在の</p>

発言者	議題・発言内容
事務局	<p>ところ 115 名です。正職員と合わせまして、計 739 名がこの場所で勤務していることとなります。</p> <p>事務所の位置を決めるに当たって、先ほどの本庁として管理部門の配置が可能であるというふうにご説明申し上げましたが、その下の方にあります全体の合併時の職員数 1,417 名のうち、消防、周桑病院、それと各施設を現状のままで配置したと考えると、残りの 661 人、これは現在の 2 市 2 町の職員と事務組合の総務部門の職員と、現在、合併協議会に出向しております職員を足しまして、661 人が本庁と支所、出張所に配置される職員であるというふうと考えられます。これでいきまして、それぞれの庁舎を本庁とした場合のケースを総合支所方式を前提として標準的な組織を検討して、もう一つは、人口が同規模の市の組織を参考にして検討いたしますと、西条市役所を本庁とする場合は、本庁勤務は約 400 名。東予市市役所を本庁とする場合は約 350 名。丹原町役場を本庁とする場合は約 290 名。小松町役場を本庁とする場合は、約 280 名になるという想定がされております。</p> <p>具体的なものにつきましては、先ほど説明しましたように人事分科会及び総務会の方で組織等の検討でされると思いますが、これは、それぞれの推定の職員数でございます。この場合で考えますと、西条市役所を本庁にする場合は、その市民センター及び市民会館の別の目的で使っている部分を有効に活用することで対応できるのではないかと考えております。この場合は、約 130 名の増加ということになります。東予市を本庁にする場合には、現在、周りの施設を考えてみますと、市民会館と、現在周桑事務組合が入っております壬生川別館を利用することを検討しなければならないというふ</p>

発言者	議題・発言内容
事務局	<p>うに思います。東予市の場合ですと、約、現在195名ですから、150名の増加が見込まれます。ただ、市民会館が国庫補助を受けている施設でございますので、使用目的の変更についての国の承諾が必要であることと、壬生川別館が、現在、壬生川別館というのは、東予警察署のすぐ近くですので、現在の本庁舎と少し距離があるなど、そういう点のいろいろな問題を検討しなければならない。丹原町役場、小松町役場の場合は、もう絶対的な面積が不足しておりますので、本庁としては対応できないだろうというふうに考えられております。それを説明したのが3ページの資料でございます。</p> <p>次に、4ページには、庁舎の位置関係図、それぞれの庁舎間の直線距離をお示ししております。</p> <p>次、5ページには、小学校区を基本としまして、それぞれの人口をここにお示ししております。</p> <p>次の6ページと7ページには、以前から総合支所方式というのが出ておりましたので、総合支所方式とした場合に、住民が直接窓口に出向いて手続をするいろいろな受付の件数を示しております。6ページには、住民関係と税務関係。7ページには福祉関係。交互にまとめております。これの件数が、総合支所となった場合に、それぞれの支所に残されるサービスの内容になろうかと思っております。</p> <p>次に8ページには、先例地の調整方針案、それから先ほど建設の是非、事務の方式についてはご確認をいただきましたので、そういうものの次に庁舎の位置につきまして決定いたしますと、こういう調整方針案になるということで、先例地の調整方針案の抜粋例を挙げております。</p> <p>以上で、新市の事務所の位置に関する資料の説明を終わります。</p>

発言者	議題・発言内容
事務局	<p>よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。</p>
岡田議長	<p>ただいま事務局の説明がございました。今日の第1で決まりました分の本庁をどこにするかということでもありますので、これについて、委員さん方のご意見を聞きたいと思います。</p> <p>この件は、今日初めて出しましたので、次回までに十分考えてきていただいたんでも結構なんですけど、そのようにいたしましょうか。それでは、次回までにこの件については、それぞれお考えをまとめてきていただくようお願いをして、この件は終わりたいと思います。事務局、それでいいですか。</p> <p>それでは、この件については継続審議といたします。</p> <p>以上で、議題はすべて終了いたしました。</p> <p>本日の会議結果については、6月27日に開催されます第8回合併協議会において、私の方から報告させていただきたいと考えております。私にご一任いただけるでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
岡田議長	<p>それでは、そういうことでよろしくようお願いいたします。</p> <p>それでは、委員の皆さん、大変ご協力ありがとうございました。これをもって議長の職を解かせていただきます。どうもご苦労様でございました。</p>
真鍋局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第の2の第6回小委員会の開催日程について、ご報</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>告をさせていただきたいと思います。</p> <p>恐れ入りますが、会議資料4ページになります、お開きください。</p> <p>次回の開催は、6月21日土曜日でございますが、午後4時から西条市役所で開催いたしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。6月21日午後4時からでございます。</p> <p>申しわけございませんが、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>特にございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
真鍋局長	<p>それでは、これをもちまして、第5回新市の事務所の位置検討小委員会を終了させていただきたいと思います。</p> <p>大変ありがとうございました。</p>
岡田委員長	<p>どうもご苦勞でございました。</p>